

# 第10回 尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会

## 次 第

日 時 平成27年9月13日(日)午後1時30分から  
場 所 小田地区会館大会議室

### 1 事務局説明

- ・これまで出た意見の活用について
- ・自治基本条例の前文について

### 2 グループワーク 「これまでの振り返りと、条例の「前文」につながる “これからの尼崎”について」

- ・市民懇話会に参加して変わったことはなにか
- ・“これからの尼崎”をどんな地域に、どんな社会にしていきたいか
- ・“これからの尼崎”をつくっていくために、市民の力で何ができるか
- ・自治基本条例が制定された後、どのように関わっていくか

### 3 振り返りシート記入

以 上

## 情報共有の原則

### ◆市民は、地域のことに関心を持って、様々な活動に参加し、知り得た情報を発信する

①市民は、地域やまちづくりなど様々な情報に自ら関心を持ち、出来るかぎり積極的に地域活動に参加します。その中で、自分が知り得た情報を周りの人に発信し、人の輪を広げます。

#### 【市民懇話会意見】

##### (私がすること)

- ・少しでも多くの分野に関心を持ち、出来るだけ地域の活動に参加する
- ・ママ同士で話をしたり、知っている情報は自分から身近な人に発信して口コミで広げる
- ・地域の住民に対して、町会・諸団体また趣味の会を通じて情報を提供する
- ・受信者のターゲットを絞り、ターゲットがいるところを洗い出す
- ・何かの分野のエキスパートになる

### ◆市民及び行政は、市民同士が交流できる場をつくる

②市民同士が情報を共有し合うためには、そのための機会や場が用意されていなければなりません。市民及び行政は、気軽に情報が共有でき、また市民同士のつながりづくりができるような機会を積極的につくります。

#### 【庁内 WT アイデア】

- 地域学習館や県民交流広場などに市から出向く（職員研修の一環）
  - 各種市民活動団体の集まりを把握し、相手の承諾が得られれば出向く  
(当該団体と関係の深い課が、情報を出したい課の相談に乗るコーディネート機能を持つ)
- 既にある具体的な場を使って、情報交換、共有する
  - ・あまチャレ（地域コミュニティ版）の継続、発展  
新たな支援制度を考える
  - ・(身近な地域での) ラウンドテーブルの実施を希望する地域への支援（ファシリテータの派遣など）

#### 【市民懇話会意見】

##### (みんなですること)

- ・市民が気軽に集まれる場をつくる（デニーズのおばちゃん会やラジオ体操など）
- ・コミュニティづくりは自分たちで楽しく面白く行う（仕事や学校の妨げにならない程度に）
- ・地域リーダー（情報の窓口になる人）をつくる
- ・横のつながりを強くする
- ・集まりに参加できない人たちを把握し、理由を皆で共有する
- ・一番効果的なことは口コミであり、口コミ伝播の輪を地道に広げていく

##### (行政主体ですること)

- ・市民のつながりをつくるイベントを開催する
- ・情報が多いので若い世代にはSNSを使ってターゲットを絞る面があっても良いかもしれないが意見交換の場を多くつくる

◆市民及び行政は、様々な情報媒体を使い、情報収集や発信を行う

情報媒体の使い方を知らない人がいれば教える

③市民及び行政は、市報や回覧板といった紙媒体の他、facebook やラインなどのインターネットによる情報媒体も活用し、積極的に情報の発信や収集を行います。また、情報媒体を使いこなせない人には進んで使い方を教えます。

【庁内 WT アイデア】

●紙媒体

- ・市民の意見を聴くにあたり、ハードルを低くするために市報に応募用紙等を挟み込み、スーパー、駅、公共施設に回収箱を設置する
- ・行政情報を置いてくれる民間企業を募り、情報発信の協力を得る

●IT 関連

- ・SNS やメール、アンケート等で回答できるようにする（参考：県民モニター）
- ・あまサポねっとのアンケート参加へのインセンティブを付与する  
→広告とタイアップして、参加したらクーポンがもらえるなど
- ・HP を使いやすくする（現在は、課を跨った情報が載せにくい）
- ・フェイスブック等、SNS で職員が率先して情報をシェアする
- ・市の HP 以外にも、「市民活動の広場」等の HP に載せてもらう。また、「市民活動の広場」の存在を職員が PR する

【市民懇話会意見】

（私がすること）

- ・facebook やラインを活用する（リアルタイムで情報が入るメリット）
- ・回覧板を回す仕組みなどを知らない人には教えてあげる
- ・地域の課題などについて、行政や地域の誰に聞いたら良いかわからないという人がいれば教える
- ・市からの情報提供媒体（SNS や市報）など知らない住民に知らせる
- ・ネットが使えない人に対して使い方を教える

（みんなですること）

- ・地域の掲示板を有効活用する
- ・知りたい情報にすぐアクセスできるよう情報源の共有も有効ではないか

（行政主体ですること）

- ・紙媒体、人づて（回覧板のようなもの）の仕組みを工夫する
- ・掲示板を活用する
- ・自治会の掲示板を一新する際に費用を援助する
- ・市役所、町内会それぞれの掲示板を統一、整備する
- ・市報の配布方法を改善する
- ・メーリスがあればしてもらえると嬉しい
- ・facebook、ラインの存在を広め活用する
- ・SNS が使えない人への講習会を実施する
- ・情報は、公民館等で閲覧できるよう優しく指導（わからない人にも親しんでもらう）
- ・情報を拾えるところを一つにして、その中で目的に応じた窓口を分ける
- ・市HPについて「窓口」を多くする（必要な情報は個人で異なり多様なので）
- ・アクセスしやすいホームページの作成（ページの工夫）

# 尼崎市子どもの育ち支援条例

平成21年12月18日

条例第41号

改正 平成25年3月7日条例第18号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 大人の役割等（第4条 第8条）

第3章 子どもの主体性のはぐくみ（第9条・第10条）

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進（第11条・第12条）

第5章 子どもの育ちを支える仕組み（第13条 第17条）

第6章 雑則（第18条 第20条）

### 付則

子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。

すべての子どもの健やかな育ちは、すべての市民の幸せな暮らしへとつながります。

子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。

子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々とかかわりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にできる心、他者を尊重する心、規範意識等がはぐくまれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならず、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会をつくることが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければなりません。

大人が子どもにかかわるときは、子ども一人一人が尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合っ、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるように育てる責任があります。

私たちのまちのすべての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、すべての市民の願いです。

そのために、すべての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支え

ることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住する者、子ども施設に在籍する者又は市内に勤務場所を有する者で、その出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (2) 子どもの人権 児童の権利に関する条約において児童の権利として定めるものをいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者(子どもを除く。)又はこれらの者を構成員とする法人その他の団体(以下「法人等」という。)をいう。
- (5) 子ども施設 保育所、幼稚園、学校その他の子どもが入所し、通所し、通園し、又は通学することにより集団生活を通じて学び、育つ場としての施設で、市が設置し、又は市内に存するものをいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人等で、事業活動を行うものをいう。
- (7) 関係機関 子どもの育ちに関する行政機関、医療機関等で、市及び子ども施設以外のものをいう。
- (8) 要支援の状態 虐待若しくはいじめを受けている状態、不登校の状態若しくは非行その他の問題行動を行っている状態又はこれらの状態に至る可能性が高い状態をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- (2) 子どもが様々な責任を果たすことができる大人に成長することができるように、その学び、育つ力が伸ばされるとともに、子どもが他者とのかかわりを大切にして主体的に考え、行動していく力がはぐくまれること。
- (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市により、それぞれの役割又は責務に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。

- (4) 福祉、保健、教育その他の関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取組がなされること。

## 第2章 大人の役割等

### (保護者の役割)

第4条 保護者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの育ちを支える第一義的な責任があること及び家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを自覚して、家族とともに次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが心身ともに安らぐことができるような家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 乳幼児期から、子どもの人格を尊重し、子どもと向き合うこと。
- (3) 子どもが基本的な生活習慣、他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。

### (地域住民の役割)

第5条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域社会が子どもの社会性及び豊かな人間性をはぐくむ場であること並びに地域社会に家庭における子育てを補完する機能があることを認識して、相互につながりを深めるとともに、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 地域社会での子どもの生活上の安全に配慮するなどの子どもが安心して生活することができるための地域環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者に対する知識の提供、交流の機会づくり等の支援を行うこと。

### (子ども施設の役割)

第6条 子ども施設は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが考える力、創造力等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (2) 子どもが、集団生活における他者とのかかわりを通じて他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 要支援の状態にある子ども(以下「要支援の子ども」という。)の早期発見及びその支援を行うこと。

### (事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、地域社会における社会貢献等の社会的な責任を認識して、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもの育成に関して保護者、地域住民又は子ども施設が行う活動及び市が行う事業並びに第10条に規定する子どもの主体的活動に協力すること。
- (2) 地域住民が第5条第1号に掲げる役割を果たすことに協力すること。
- (3) 自己の従業員が保護者であるときは、第4条各号に掲げる保護者の役割を認識し、当該従業員がその子どもとのかかわりを深めることができるように配慮すること。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 子どもに関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野において総合的に取り組むとともに、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携すること。
- (2) 保護者、地域住民、子ども施設及び事業者がそれぞれ第4条各号、第5条各号、第6条各号及び前条各号に掲げる役割を果たすことができるように働き掛けを行うこと。
- (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関がそれぞれ又は相互に連携を図ることができるように支援を行うこと。
- (4) この条例の趣旨について市民等の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずること。

### 第3章 子どもの主体性のはぐくみ

(子どもの主体性のはぐくみ)

第9条 子どもは、様々な責任を果たすことができる大人へと成長するように、次の各号に掲げる事項について、その年齢及び成長に応じ、学ぶこと及び主体的に考え、行動することに努めなければならない。

- (1) 他者を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。
- (2) 社会生活上の決まりを守ること。
- (3) 他者とのかかわりを大切にする中で、主体的に生きていく力を高めること。

2 大人は、子どもの人格を尊重し、その年齢及び成長に応じた意見等を聴くとともに、子どもが社会的な自立に向けて学ぶこと及び主体的に考え、行動することを支えなければならない。

(子どもの主体的活動への支援)

第10条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市は、子どもの社会的な自立に資するため、他者とかかわり合える機会をつくるよう努めるとともに、子どもの社会参加並びにスポーツ活動、文化活動等に関する子どもの自主的な企画及び運営による活動(以下これらを「子どもの主体的活動」という。)への支援に努めなければならない。

### 第4章 子どもに関する施策の策定及び推進

(子どもに関する施策の策定及び推進)

第11条 市は、次の各号に掲げる事項に係る子どもに関する施策を策定し、これを推進するものと

する。

- (1) 子どもの健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 子どもが育つための、安全かつ良好な生活環境づくり及び子どもの豊かな心をはぐくむ教育環境づくりに関すること。
- (3) 子ども同士のかかわり合い及び子どもの多様な体験の機会づくりに関すること。
- (4) 子どもの主体的活動の機会づくりに関すること。
- (5) 子育て家庭に対する子育てに係る負担の必要に応じた軽減に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つための環境づくりに関すること。

( 推進計画等 )

第 1 2 条 市長は、前条の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるほか、あらかじめ、尼崎市子ども・子育て審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前 2 項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 5 市は、推進計画に基づく子どもに関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。
- 6 市は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、必要に応じて子どもの意見を聴く機会を設けること等により調査を行い、当該施策の実施状況等の検証を行わなければならない。

( 平 2 5 条例 1 8 ・ 一部改正 )

## 第 5 章 子どもを育ちを支える仕組み

( 地域社会の子育て機能の向上 )

第 1 3 条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び市は、基本理念にのっとり、それぞれ又は相互のつながりを深めて、地域社会の子育て機能が向上するよう努めなければならない。

- 2 市は、地域社会の子育て機能の向上に資するため、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるものとする。
  - (1) 保護者及び地域住民が子どもの育ちを支えるための主体的な取組並びに自主的な企画及び運営による活動を行うことの奨励及び促進に関すること。
  - (2) 子ども、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関による子どもの育ちを支えるための主体的なつながりの形成及び拡充並びにその継続への支援に関すること。
- 3 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関は、前項第 2 号に掲げる事項について市が講ずる措置に協力するよう努めなければならない。

( 要支援の子どもへの支援等 )

第 1 4 条 市は、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携し、要支援の子ども



早期発見に努めるとともに、要支援の子どもを認知したときは、当該要支援の子どもが置かれている家庭生活、集団生活等における環境をその最善の利益となるように改善するため、保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び要支援の子どもの支援について識見を有する者のうちから市長が指定する者（以下「支援関係者」という。）と連携したうえで、様々な社会資源を活用して、当該要支援の子どもに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令に要支援の子どもの支援に関する規定がある場合は、当該法令の定めるところによる。

2 市は、前項本文の規定による支援の実施に当たっては、当該支援に係る要支援の子ども及び支援関係者の意見等から福祉、保健、教育その他の関連分野に係る総合的な視点に立って当該要支援の状態となった要因を把握したうえで、支援関係者及び市による当該要支援の子どもに対する支援に係る方針（以下「支援方針」という。）を決定するものとする。

3 支援関係者（子ども施設のうち市が設置するものを除く。）は、支援方針に基づき、要支援の子どもに対する支援を行うよう努めなければならない。

4 市は、第1項本文の規定による支援を適切に行うため、支援方針の決定、当該支援方針に基づく市及び各支援関係者の役割の分担その他当該支援方針に基づく支援の実施に関し、支援関係者と必要な調整を行うことができる。

（支援関係者に対する協力要請等）

第15条 市は、前条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、支援関係者に対して、当該支援に必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 支援関係者のうち、子ども施設及び関係機関は、前項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じなければならない。

3 支援関係者のうち、保護者、地域住民及び事業者は、第1項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じるよう努めなければならない。

（支援に係る協議等）

第16条 市及び支援関係者は、第14条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、必要があると認めるときは、相互に当該支援を行うために必要な協議（以下「支援に係る協議」という。）を求め、当該支援に必要な情報の交換を行うことができる。

2 市の職員若しくは支援関係者（法人等にあつては役員又は職員、子ども施設にあつてはその職員）又はこれらの職若しくは地位にあつた者は、正当な理由なく、支援に係る協議において知り得た情報を第三者に提供してはならない。

（体制の整備等）

第17条 市は、第13条第2項の規定により講ずる措置及び第14条第1項本文の規定による支援を効果的に実施するための体制を整備するものとする。

2 市は、第13条から前条まで（第14条第1項ただし書を除く。）の規定に基づく子どもの育ち

を支える仕組み（以下「この条例による子どもの育ちを支える仕組み」という。）及び同項ただし書の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組みの一体的な運用に努めるものとする。

#### 第6章 雑則

##### （調査研究）

第18条 市は、第11条の規定による子どもに関する施策の策定及び推進並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みの運用等に必要な調査研究を行うものとする。

##### （財政上の措置）

第19条 市は、第11条の規定により子どもに関する施策を策定し、及び推進し、並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みを運用するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### （委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

##### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成22年4月1日から施行する。

##### 付 則（平成25年3月7日条例第18号）抄

##### （施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

# 尼崎市の環境をまもる条例

平成12年12月26日

条例第51号

改正 平成13年5月18日条例第20号

平成13年5月23日条例第21号

平成19年10月19日条例第48号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条 第4条）

第2章 良好な環境の確保に関する基本的施策（第5条 第8条）

第3章 環境保全型社会の形成（第9条 第15条）

第4章 市、事業者及び市民の参画及び協働（第16条 第19条）

第5章 公害の防止等

第1節 公害の防止等に関する基本的施策（第20条 第25条）

第2節 公害の防止等に関する規制（第26条 第35条）

第3節 自動車公害の防止（第36条 第53条）

第6章 生活環境の保全

第1節 生活環境を阻害するおそれのある事業の規制（第54条 第59条）

第2節 空地の適正管理（第60条 第65条）

第3節 生活騒音の防止（第66条）

第4節 土砂等の適正管理（第67条・第68条）

第5節 路上駐車 of 抑制（第69条・第70条）

第7章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保全に関する基本的施策（第71条）

第2節 緑化の推進（第72条 第76条）

第3節 保護樹木等の指定等（第77条 第83条）

第8章 地球環境保全（第84条 第86条）

第9章 雑則（第87条 第90条）

第10章 罰則（第91条 第96条）

### 付則

人は、その長い歴史の中で、自らを取り巻く環境から有形、無形の恩恵を受けるとともに、環境に様々な影響を及ぼしながら、生活を営み、産業を興してきた。

環境は、すべての生命の源であり、人は、この生存の基盤としての環境を将来の世代と共有している。

しかしながら、自然に対して畏敬の念を抱き、自然の摂理とともに生きた先人から受け継いだこのかけがえのない環境が、今、自然の持つ復元能力を超える規模にまで至った大量生産、大量消費、大量廃棄という経済効率優先の社会経済活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきており、将来にわたって健全な状態で維持されるかどうかの岐路に立っている。

我が国経済が成長を続ける中で工業都市として大きく貢献してきた私たちのまち尼崎においても、その過程で大気汚染を中心とする公害の発生により、多くの人的・物的被害が生じ、また、今日では、いわゆる都市・生活型公害や廃棄物の量の増大の問題に直面している。

もとより、私たちは、健康で快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、この環境を損なうことなく将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

今、私たちには、今日の環境問題が、環境への配慮が不十分なまま事業活動や日常生活を営み続けてきた結果にほかならないことを深く認識し、その上に立って、自主的、積極的に身近な自然をはぐくむとともに、公害の防止をはじめ環境への負荷をできるだけ少なくするよう行動することが求められている。

ここに、私たちは、地域社会の構成員として、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、英知を結集して良好な環境をまもり、築きあげ、これを将来の世代に継承していくため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康かつ快適な生活を営みうる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第22条において同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

### (市の責務)

第2条 市長は、良好な環境の確保に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、良好な環

~ 以下、省略 ~

## グループワークについて



### ワールドカフェとは・・・

「知識や知恵は、機能的な会議室の中で生まれるのではなく、人々がオープンに会話を  
行い、自由にネットワークを築くことのできる『カフェ』のような空間でこそ創発される」  
という考えに基づく、コミュニケーションの手法です。

何かひとつの結論を出すことや、議論することが目的とするのではなく、様々な人の考  
え方に触れて、一人ひとりが「気付き」を得ることができる場をつくります。

様々な企業や団体、コミュニティで、研修や組織の活性化などに活用されています。



### カフェのルール

#### **意見をまとめたり、議論するための場ではありません**

正解や間違いはありませんので、テーマに関連して、感じたこと・思いついたことを気楽に、  
自由に話してください。

#### **発言は順番をお願いします**

他のメンバーの発言をさえぎったり、同時に話したりするのは控えてください。

#### **職種、立場などは抜きにして、リラックスして対話を楽しみましょう**

他のメンバーの意見を否定したり、誰かを責めたりするのは控えてください。

#### **自分に何ができるか考えましょう**

できるだけ「に××をしてほしい」といったお願いだけに偏らないようにしてください。

#### **付箋にはプロッキーで簡潔に書きましょう**

アイデアや思いついたことは、他のメンバーにも読みやすいように簡潔にまとめて書いてくだ  
さい。



### テーブルホストは・・・

同じテーブルに残り、自分のテーブルで話された内容を新しいメンバーに説明しま  
しょう。



## グループワークのすすめかた

	内容	時間
説明	事務局より進め方、グラドルールについて	5分
第1セッション	<b>意見交換（15分）</b> 「市民懇話会に参加してみて（意見交換をしてきて）変わったこと」について、あらためて考える ～考えていることを付箋へ書き出し ～書いたことを口にしながら模造紙に貼っていく（似た意見を集めながら）各自、どうしてそのように思うのか意見交換	35分
	<b>意見交換（20分）</b> 「“これからの尼崎”をどんな地域に、どんな社会にしていきたいか」について、考える ～考えていることを付箋へ書き出し ～書いたことを口にしながら模造紙に貼っていく（似た意見を集めながら）各自、どうしてそのように思うのか意見交換	
移動	テーブルホスト1人を残して、他のメンバーはそれぞれ別のテーブルへ	5分
第2セッション	<b>第1セッションの共有（3分）</b> ～簡単に自己紹介 テーブルホストは、第1セッションで出た意見を紹介 新しいメンバーは、自分のグループで出された意見を紹介し、お互いに感じたことを意見交換 <b>意見交換（12分）</b> 「第1セッションで出てきた地域や社会を実現していくためには、市民の力で（私は、私たちは）、何ができるか」について、考える ～考えていることを付箋へ書き出し ～書いたことを口にしながら模造紙に貼っていく（似た意見を集めながら）各自、どうしてそのように思うのか意見交換	35分
	<b>意見交換（20分）</b> 「自治基本条例が制定された後、どのように関わっていくか。また、どのように活かしていきたいか」について、考える ～考えていることを付箋へ書き出し ～書いたことを口にしながら模造紙に貼っていく（似た意見を集めながら）各自、どうしてそのように思うのか意見交換	

## 第10回 尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会

### 「振り返りシート」

氏名\_\_\_\_\_

(1)グループでの意見交換を経てのお考えをお書きください。

市民懇話会に参加してみて（意見交換をしてきて）変わったことはなに？

“これからの尼崎”をどんな地域に、どんな社会にしていきたいか

（どんな地域、社会にしていきたいか）

（市民の力で何ができるか）

（裏面あり）

自治基本条例が制定された後、どのように関わっていくか。また、どのように活かしていきたいか

(2)本日の懇話会で感じたことなどがありましたらご自由にお書きください。

### (3) 平成 27 年 10 月 17 日 (土) 開催のフォーラムについて

自治基本条例制定にあたっては、市民の皆さんの機運を高め、住民自治や市政参画、シチズンシップの向上といったことについて、広く理解を深めていただくことが必要であるため、このたび、フォーラムを開催します。お友達をお誘いの上、ぜひご参加ください。

つきましては、会場設営の関係上、参加希望者の人数を把握する必要があるため、下記のいずれかを で囲んでください。

- ・ 出席
- ・ 欠席

( 出欠確認について補足があればお書きください )

ご協力ありがとうございました。



# 自治基本条例・策定までのスケジュール

区分	27年度			28年度			
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
市民懇話会	意見集約		適宜報告				周知活動へのご協力
タウンミーティング	市内各地区で 開催(計6回)						
フォーラム		●					
庁内検討会議	適宜開催						
庁内ワーキング チーム	条例構成等について意見交換						
条例案の検討	条例づくりに向けて、条例の 構成、逐条解説のもととなる 考えをまとめる		条例案作成 (法制課協議含む)			● 条例案	● 10/8 100周年イベント
有識者会議		27年度4回、28年度2回 計6回を想定					
庁内周知・ 市民周知		● 市民意見聴取 プロセス 市民意向調査		● パブコメ		周知活動	